

皆様のご意見をお寄せください

**(仮称)杉並区中小企業勤労者
福祉事業条例(案)の概要**

平成 23 年 12 月



ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続）

区では、中小企業勤労者の福利厚生の実施に向けて制定する予定の（仮称）杉並区中小企業勤労者福祉事業条例（案）につきまして、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づく区民等の意見提出手続（パブリックコメント）により、皆様のご意見を伺います。

郵便、FAX、Eメールまたは閲覧場所に設置しました意見提出用紙に書いて、ご意見をお寄せください。区公式ホームページの「電子掲示板」に、ご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所（あわせて在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地）、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください。（公表はいたしません）

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する区の考え方は、平成24年2月上旬に公表する予定です。

【閲覧場所】

産業振興課（区役所西棟10階）、区政資料室（区役所西棟2階）

区民事務所・分室・駅前事務所、図書館、産業商工会館

◎意見募集期間 平成23年12月11日（日）～平成24年1月10日（火）

※年末年始の閉庁・閉館期間の資料閲覧・意見提出は、区公式ホームページ又はEメールのご利用をお願いいたします。

閉館期間：産業商工会館 12月28日～1月3日 区役所・区民事務所 12月29日～1月3日
図書館 12月28日～1月5日（一部図書館では閉館・開館期間が異なります）

◎意見提出先 杉並区区民生活部産業振興課特命事項担当

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

FAX 03(5307)0684

E-mail sangyo-k@city.suginami.lg.jp

◎区公式 ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>

◎問い合わせ先 杉並区区民生活部産業振興課特命事項担当（内3091）

Tel 03(3312)2111(代表)

(仮称)杉並区中小企業勤労者福祉事業条例（案）について

区内で働く中小企業の勤労者の福利厚生事業は、これまで（財）杉並区勤労者福祉協会で行ってまいりました。しかしながら、近年の雇用環境や就労環境の変化により、協会に加入する事業所や会員が減少を続けています。このような現状を踏まえて、区と協会が協議を重ねてきた結果、中小企業勤労者の福利厚生を充実することは、人材の確保と育成につながり、中小企業の経営安定化や事業の多角化などを進める上で重要な取り組みであること、また、国や都と連携し、中小企業支援策を効果的に実施していく上で、区が直接実施することが望ましいことから平成 24 年 3 月 31 日をもって協会を解散し、区が事業を引き継ぐことを予定しています。そのため、区が勤労者福祉事業を引き継ぐにあたって、(仮称)杉並区中小企業勤労者福祉事業条例を制定することとしました。

条例案の概要

(1) 目的

中小企業勤労者福祉事業を実施することにより、区内の中小企業で働く勤労者の福祉の増進を図り、あわせて中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的とします。

(2) 対象者

中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に規定される杉並区内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主及び杉並区内に居住し杉並区外の中小企業に勤務する勤労者で、参加金及び掛金を納入する者を対象とします。

(3) 事業参加手続き等

事業参加者は、関係書類、参加金及び掛金を添えて、区長に参加申込書を提出し、その承諾を得なければならないとします。

(4) 中小企業勤労者福祉事業

中小企業勤労者福祉事業として行う主な事業は次のとおりです。

- ① 祝金、見舞金、死亡弔慰金などの各種給付金に係る事業
- ② 健康講座、日帰り温泉利用券あっせんなどの健康維持増進事業
- ③ 遊園施設や映画館などの利用チケットのあっせんなど勤労者の余暇活動に関する事業
- ④ その他この事業の目的を達成するために必要な事業

(5) 特別会計の設置

事業を実施するにあたり、特定の者から掛金を徴収して特定の者に支出するため、収入と支出を明確にする必要があることから特別会計を設置します。

